

社会福祉法人昇正会 評議員・役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人昇正会の評議員及び役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(評議員会及び理事会等の出席報酬)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び費用弁償はこれを支払わないものとする。

	報酬(日額)	費用弁償(日額)
評議員会出席の評議員報酬	5,000円	3,000円以内

2 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬(日額)	費用弁償(日額)
理事会出席の理事・監事報酬	5,000円	10,000円以内
理事会出席の監事報酬(決算時)	30,000円	10,000円以内

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が評議員会及び理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

4 監事が評議員会及び理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 評議員及び役員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	その他
旅 費	5,000円	5,000円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	費用弁償費	備 考
評議員及び理事業務報酬等 (日額)	5,000円	3,000円以内	
監事監査指導報酬等 (日額)	30,000円	10,000円以内	